



# 愛媛県報

発行 愛媛県

令和元年11月15日金曜日 第56号

## ◇ 目 次 ◇ 告 示

知事指定薬物の指定..... (薬務衛生課) ... 731  
 大規模小売店舗の変更の届出の概要等..... (経営支援課) ... 731  
 土地改良事業の工事完了の届出..... (農地整備課) ... 732  
 指定金融機関等の名称、位置、取り扱う事務の範囲等の一部改正..... (会計課) ... 732  
 瀬戸内海環境保全特別措置法第8条による特定施設の構造等の変更の許可申請の概要..... (東予地方局環境保全課) ... 732  
 道路の区域変更(県道新居浜別子山線外)..... (東予地方局管理課) ... 732  
 道路の供用開始( " )..... ( " ) ... 733  
 指定道路の指定..... (東予地方局四国中央土木事務所) ... 733  
 土地改良事業の計画の変更の認可..... (中予地方局農村整備第一課) ... 733  
 建設業者の許可の取消し..... (中予地方局管理課) ... 733  
 開発行為に関する工事の完了..... (中予地方局建築指導課) ... 734  
 道路の区域変更(県道嵐田之浜岩松線)..... (南予地方局管理課) ... 734  
 道路の供用開始(県道嵐田之浜岩松線)..... ( " ) ... 734  
 道路の供用開始(県道宇和明浜線)..... (南予地方局西予土木事務所) ... 734  
 落札者等の告示..... (警察本部会計課) ... 735

## 公 告

争議行為の通知の公表..... (労政雇用課) ... 735

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

## 告 示

### ○愛媛県告示第714号

愛媛県薬物の濫用の防止に関する条例(平成26年愛媛県条例第53号)第11条第1項の規定に基づき、次の薬物を知事指定薬物として指定する。

令和元年11月15日

愛媛県知事 中村時広

#### 1 薬物の名称

- (1) 1-(ベンゾフラン-6-イル)-N-エチルプロパン-2-アミン及びその塩類

- (2) 1-(ベンゾフラン-4-イル)-N-エチルプロパン-2-アミン及びその塩類
- (3) (1-シクロヘキシルメチル-1H-インドール-3-イル)(ナフタレン-1-イル)メタノン及びその塩類
- (4) 前各号に掲げる物を含有する物

#### 2 指定の理由

条例第2条第7号の薬物のうち、県の区域内において濫用されるおそれがあると認めるため。

#### 3 効力発生の日

令和元年11月16日

### ○愛媛県告示第715号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和元年11月15日

愛媛県知事 中村時広

#### 1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変更前	変更後	変更する年月日	届出年月日
伊予鉄ターミナルビル	松山市湊町5丁目1番地1	駐車場の収容台数	1,747台	1,683台	令和元年11月1日	令和元年10月31日

	駐車場の自動車の出入口の数	16箇所	15箇所		
--	---------------	------	------	--	--

○愛媛県告示第716号

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定により公告する。

令和元年11月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
農業用排水施設整備事業	道後平野第一地区（松山市、東温市、伊予市、松前町、砥部町）	平成30年3月26日

○愛媛県告示第717号

指定金融機関等の名称、位置、取り扱う事務の範囲等（昭和48年9月愛媛県告示第822号）の一部を次のように改正し、令和元年11月18日から施行する。

令和元年11月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																
一・二 省略 三 収納代理金融機関の名称、位置等 (一) 名称及び位置 <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)～(15) 省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(16) 株式会社香川銀行</td> <td>高松市亀井町6番地1</td> </tr> <tr> <td>(17)～(20) 省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> (二) 省略	名 称	位 置	(1)～(15) 省略		(16) 株式会社香川銀行	高松市亀井町6番地1	(17)～(20) 省略		一・二 省略 三 収納代理金融機関の名称、位置等 (一) 名称及び位置 <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)～(15) 省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(16) 株式会社香川銀行</td> <td>高松市亀井町7番地9</td> </tr> <tr> <td>(17)～(20) 省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> (二) 省略	名 称	位 置	(1)～(15) 省略		(16) 株式会社香川銀行	高松市亀井町7番地9	(17)～(20) 省略	
名 称	位 置																
(1)～(15) 省略																	
(16) 株式会社香川銀行	高松市亀井町6番地1																
(17)～(20) 省略																	
名 称	位 置																
(1)～(15) 省略																	
(16) 株式会社香川銀行	高松市亀井町7番地9																
(17)～(20) 省略																	

○愛媛県告示第718号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第8条第1項の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があった。

なお、法第8条第3項において準用する法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県西条保健所及び新居浜市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

令和元年11月15日

愛媛県西条保健所長 武 方 誠 二

- 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名  
住友化学株式会社  
東京都中央区新川二丁目27番1号  
代表取締役社長 岩田 圭一
- 事業場の名称及び所在地

- 住友化学株式会社愛媛工場大江地区  
新居浜市大江町1番1号
- 特定施設の種類  
水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1第74号
  - 変更しようとする事項の内容  
用水及び排水の系統
  - 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量  
北排水口（既設）  
変更なし
- 備考 この他に雨水排水口が27箇所ある。（本申請により、このうち1箇所の位置を変更する。）

○愛媛県告示第719号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、東予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和元年11月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	新居浜別子山線	新居浜市立川町508番1から 同町510番4まで	旧	メートル 9.3~11.2	キロメートル 0.046	
		新居浜市立川町508番9から 同町510番5まで	新	9.3~41.7	0.046	
"	落合久万線	西条市丹原町鞍瀬庚811番3から 同町鞍瀬丙1番2まで	旧	7.3~41.9	0.164	
			新	7.3~43.1	0.164	
"	"	西条市丹原町明河8号110番2地先から 同町明河8号119番3まで	旧	10.0~25.3	0.141	
		西条市丹原町明河8号110番2から 同町明河8号119番4まで	新	28.8~37.9	0.141	
"	"	西条市丹原町明河6号385番1地先から 同町明河6号385番2まで	旧	6.7~27.2	0.205	
		西条市丹原町明河6号385番5から 同町明河6号385番2まで	新	20.6~30.8	0.205	

○愛媛県告示第720号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、東予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。  
令和元年11月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	新居浜別子山線	新居浜市立川町508番9から 同町510番5まで	令和元年11月15日
"	落合久万線	西条市丹原町鞍瀬庚811番3から 同町鞍瀬丙1番2まで	"
"	"	西条市丹原町明河8号110番2から 同町明河8号119番4まで	"
"	"	西条市丹原町明河6号385番5から 同町明河6号385番2まで	"

○愛媛県告示第721号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり指定道路を指定した。  
令和元年11月15日

愛媛県東予地方局長 馬 越 史 朗

- 指定道路の種類  
建築基準法第42条第1項第5号
- 指定年月日  
令和元年11月6日
- 指定道路の位置  
四国中央市下柏町字堤993番1の一部

4 指定道路の延長及び幅員

- 延長 34.82メートル
- 幅員 4.20メートル

○愛媛県告示第722号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、松前町岡田土地改良区から認可申請のあった土地改良事業（維持管理）の計画の変更を令和元年11月7日認可した。  
令和元年11月15日

愛媛県中予地方局長 尾 崎 幸 朗

○愛媛県告示第723号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。  
令和元年11月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

許 可 番 号	許 可 年 月 日	商 号 又 は 名 称	代 表 者 氏 名	主 たる 営 業 所 の 所 在 地	取 消 年 月 日	取 り 消 し た 建 設 業 の 種 類	取 消 し の 原 因 と な っ た 事 実
( 般 - 26 ) 第 15626 号	平 成 26 年 9 月 8 日	( 有 ) 田 中 興 業	田 中 利 男	伊 予 市 中 山 町 中 山 卯 404	令 和 元 年 10 月 7 日	土 木 工 事 業 建 築 工 事 業 管 工 事 業	建 設 業 の 廃 止
( 般 - 28 ) 第 8144 号	平 成 29 年 2 月 7 日	( 株 ) 程 野 水 道 工 業 所	程 野 兼 三	松 山 市 土 居 田 町 504 - 3	令 和 元 年 10 月 25 日	土 木 工 事 業 管 工 事 業 水 道 施 設 工 事 業	建 設 業 の 廃 止
( 般 - 30 ) 第 18183 号	平 成 30 年 10 月 23 日	東 洋 設 備 ( 株 )	加 藤 勲	松 山 市 木 屋 町 2 - 8 - 21	令 和 元 年 10 月 28 日	管 工 事 業	建 設 業 の 廃 止
( 般 - 30 ) 第 18259 号	平 成 31 年 3 月 27 日	( 有 ) 伊 予 鋳 業 所	入 舟 訓 三	伊 予 郡 砥 部 町 玉 谷 1685	令 和 元 年 10 月 30 日	土 木 工 事 業 と び ・ 土 工 工 事 業	建 設 業 の 廃 止
( 般 - 30 ) 第 15425 号	平 成 30 年 10 月 10 日	ハ マ ダ 工 機	濱 田 政 明	松 山 市 太 山 寺 町 2313 - 17	令 和 元 年 10 月 31 日	土 木 工 事 業 管 工 事 業 機 械 器 具 設 置 工 事 業	建 設 業 の 廃 止

○愛媛県告示第724号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

令和元年11月15日

愛媛県中予地方局長 尾 崎 幸 朗

検 査 済 証 の 番 号 及 び 交 付 年 月 日	工 事 を 完 了 し た 開 発 区 域 又 は 工 区 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称	開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
元 中 局 建 ( 開 ) 第 33 号 令 和 元 年 11 月 7 日	伊 予 郡 砥 部 町 八 倉 58 番 1、79 番 1、79 番 3、79 番 4、80 番 1、80 番 2、80 番 3、58 番 1 地 先 農 道	松 山 市 森 松 町 320 番 地 6 有 限 会 社 家 具 工 房

○愛媛県告示第725号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和元年11月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

道 路 の 種 類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	嵐 田 之 浜 岩 松 線	宇和島市津島町近家甲1607 - 238地先から 同町近家甲1607 - 221地先まで	旧	メートル 5.7 ~ 9.6	キロメートル 0.214	
		宇和島市津島町近家甲1607 - 238から 同町近家甲1607 - 221まで	新	9.1 ~ 14.3	0.214	

○愛媛県告示第726号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和元年11月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

道 路 の 種 類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 日
県 道	嵐 田 之 浜 岩 松 線	宇和島市津島町近家甲1607 - 239から 同町近家甲1607 - 235まで	令和元年11月15日

○愛媛県告示第727号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和元年11月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	宇和明浜線	西予市明浜町俵津2番耕地907番10から 同町俵津2番耕地998番4まで	令和元年11月15日

○愛媛県告示第728号

次のとおり落札者を決定した。

令和元年11月15日

愛媛県知事 中村時広

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続	入札公告日
IC免許証記載事項変更装置の借入れ一式	愛媛県警察本部警務部会計課 愛媛県松山市南堀端町2番地2	令和元年9月30日	四国通建株式会社 今治市南大門町一丁目1番地の15	968,000円 (月額)	一般競争入札	令和元年8月20日

公 告

○公 告

争議行為の通知の公表について

全国一般愛媛地方労働組合執行委員長玉井博司から次のとおり争議行為を行う旨の通知が令和元年11月1日あったので公表する。

令和元年11月15日

愛媛県知事 中村時広

- 1 事件 2019年度年末一時金に関する事項
- 2 日時 2019年11月18日正午以降本問題が完全解決に至る間
- 3 場所

病 院 名	所 在 地
一般財団法人 創精会	松山市美沢1-10-38

- 4 概要 前記記載の場所においてあらゆる形の争議行為を単独または併用して実施する。